

大阪地方裁判所委員会（第12回） 議事概要

（大阪地方裁判所事務局総務課）

11月19日（月）に開催された大阪地方裁判所委員会における議事の概要は、次のとおりです。

1 日時

平成19年11月19日（月）午後1時30分から午後4時30分まで

2 場所

大阪地方裁判所第2会議室

3 出席者

（委員）朝比奈千秋，植松実，桑代百合子，櫻田嘉章，西田正吾，薬師寺玲，山口信吾，吉川純一，高村順久，山根英嗣，川合昌幸，佐々木茂美
（敬称略）

（説明者）並木正男

（事務担当者等）小佐田潔，原田一男，神野章，長路基樹

（庶務）橋本貢，木原陽子，富永武昭

4 配布資料

- (1) 地方裁判所委員会規則【別紙1】
- (2) 委員会の運営に関する確認事項【別紙2】
- (3) 「自由と正義」（58巻8号）抜粋
- (4) 「よくわかる！裁判員制度Q&A」
- (5) 「裁判員制度ブックレット」
- (6) 裁判員制度リーフレット

5 議題

- (1) 手続事項の決定

- (2) 説明（テーマ：裁判員制度について）
- (3) 上記テーマに関する意見交換
- (4) 法廷見学
- (5) 次回テーマ

6 議事

（委員長：■ 委員（法曹関係者）：○ 委員（学識経験者）：◇ 説明者，
事務担当者及び庶務：▲）

- (1) 所長のあいさつ
- (2) 手続事項の決定

ア 委員長代理の氏名

地方裁判所委員会規則第6条2項の規定に基づき，佐々木委員長は，朝比奈千秋委員（学識経験者委員）を委員長代理に指名した。

イ 委員会の運営に関する事項の確認

議事の手続，その他委員会の運営に関し必要な事項について，「委員会の運営に関する確認事項」（別紙2）を配布し，委員の了承を得た。

- (3) 説明

裁判所の説明者から，裁判員制度（制度の意義，陪審制・参審制との比較，対象事件，選任手続，辞退事由等）についての説明を行った。



- (4) 意見交換（テーマ：裁判員制度について）

◇：裁判員制度のDVDを見ると，制度開始に向けた準備はスムーズに進んでいるように思えるが，裁判員制度自体はなかなか難しい制度であると思われるので，

実際のところを伺いたい。

▲：実感としては、「裁判員制度」という言葉については、多くの国民が認識するようになってきたと思う。ただ、実際に自分が参加する段階になるとどうなのかという視点で見ると、まださまざまな障害が残っているように思う。これまでに、裁判員制度についての出前講義や企業訪問に行ってみて、制度へのマイナス意見もあった。しかし、これは、実際に裁判員になったら何をするのかという認識が十分ではなく、裁判員制度の中身を知らないという不安感から来ているように思うので、今後、模擬裁判や模擬評議を行うことによって、より多くの方に制度について具体的に知ってもらい、不安を取り除けるようにしていきたい。国民に制度の中身を理解してもらうまでの道はまだまだ厳しいと思われるので、これから制度開始までの1年半ほどの間に、より一層の取組みをしていきたい。

○：検察庁でも、制度説明に出向いているが、大方の反応は、自分が裁判員に当たったら仕方ないからやるという認識のようである。現実問題としては、来年末に、裁判員候補者名簿に載ったという知らせが届いたときに、国民に混乱が生じないように、もっと制度に対する認識を深めていかなければならないと思う。

◇：一般的な感覚としては、裁判所から呼び出しが来た場合に、行かなくてもいいのではないかという雰囲気になり、制度開始から数年が経つと、参加者が減るような状況になるかもしれないと思う。裁判所に行かない場合に10万円以下の過料の規定はあるということだが、実際に適用されないと参加者が来なくなるという点は、危惧するところである。

○：これまでの模擬裁判で、協力企業の方に参加を呼びかけた場合でも、無回答の候補者があったので、そのような可能性があるかもしれない。今後の活動では、そうならないように、さまざまなアイデアを練って、幅広く国民に参加してもらえようように努力をしなければならないと思っている。

◇：総論としては、裁判員制度はいい制度だと思う。しかし、各論として考えると、普通のサラリーマンは、半年前に予定を聞かれても、実際に裁判のときに出られ

るかどうかが分からない。そういう意味では酷な制度であると思う。今後、余程いい広報活動をしないと、参加者は減るかもしれない。

◇：参加には、自分の属する組織の理解が必要だと思う。そうでなければ、もし裁判員のために仕事を抜けた場合、その抜けた仕事の穴を自分で帰ってきてから埋めなければならなくなると思う。個人に対する制度への理解を求めるのも大切だが、特に若いサラリーマンなどは、その後の仕事にしわ寄せがこないよう、参加については、個人の責任ではなく、組織として対応してもらうことが必要になると思う。

◇：そのとおりだと思う。個人の責任で仕事の予定を空けさせるのは、酷だと思う。制度自体に、組織がそのような個人をフォローするような仕組みがあればと思う。

それ以外にも、暴力団関係の事件など案件によっては、裁判員が家族の反対を受けて参加を止めるような例が出てくるように思う。そのような場合には、呼出し時に案件を教えてもらったりできないのか。

▲：具体的な事件については、呼出し時には知らせず、当日裁判所に来てから、起訴状の内容等をお知らせすることになる。その上で、当該事件と利害関係がないかなど、辞退事由を聞かせていただくことになる。

◇：暴力団関係の事件の場合など、裁判員の安全には配慮してもらえるのか。

▲：現在でも、証人に危険が及ぶ可能性がある場合などには、別ルートで入廷してもらおうといった保護措置をとっている。裁判員制度が始まれば、裁判員の保護も当然にやっていくことになると思う。

◇：医師の中には、長時間労働をしている者もいるので、3日間の拘束期間は厳しい者もいると思う。そのような点を配慮してもらえるのか。

▲：事前の質問用紙に辞退事由を書くときに、具体的に詳しく書いていただければ配慮はできると思う。

◇：イタリアのマフィアのような事案では、裁判員の安全はどうなるのか。

▲：裁判員やその親族などに危険が及ぶことが予想される場合には、制度開始後も、

裁判官だけで裁判を行う旨の決定をすることができる。制度が始まったら、個々の事案に応じて、そのような措置をとることになると思う。

○：弁護士会では、刑事弁護に携わっている一部の弁護士は、裁判員制度への取り組みに積極的だが、弁護士会の組織としては、現段階での取り組みが遅れているかと思う。

■：組織ないし業界団体の理解・対応という点についてはどうか。

○：裁判員として参加するにあたり、各業界にとって、どのようなことが障害となるのかを把握することが重要であると思う。現在、裁判所では、さまざまな業界団体を訪ねて意見を聞き、参加についての障害事由などの情報を集めたり、調査会社を使って調べたりしているが、そのような情報を集約し、制度開始後の辞退事由の判断に活かしていけるように努力しているところである。例えば、3日間は無理でも1日なら参加できるなど、参加の条件や辞退の意見などを聞きながら、社会の実態に合わせた辞退事由の判断ができるように努力しているところである。

■：業種や役職によって参加できる日数にも違いがある。最高裁で全国調査をしたところ、1日でも参加できないという人が、農林・漁業では38.9%、運輸では34.0%、病院関係者では31.3%というアンケート結果が出ている。逆に、公務では61%、金融・証券では59%が、3日程度なら参加できるという結果である。また、同じ企業でも役職によって意見が違い、技能・生産工程従事者では34.7%、運転職では32.4%が1日でも参加できないという回答であるが、役員では、1日でも無理という人は23.5%、3日程度なら参加できるという人は44.5%、部課長クラスでは、1日でも無理という人は21.1%、3日程度なら参加できるという人は59.6%という結果が出ている。

我々の方でも、業種・業態によってどのような事情があるのかを調査するとともに、地域にどのような特色があるのかという点も調査しているところである。全国各地で、それぞれ特色があるため、それらをどう考慮していくかというのは

大きな問題であり、そういう点では、裁判員制度は、法曹三者だけの問題ではなく、社会の仕組み自体にも絡む問題である。いずれそのような点についても、各委員のそれぞれの立場から様々な意見をいただければと思っている。



◇：再来年5月に裁判員制度が始まることは、国民の多くが知っていると思うが、制度の中身についてはあまり知られていないと思う。そもそも、民事事件と刑事事件の区別がつかない人も多いのではないか。来年12月には、裁判員候補者名簿が作成され、名簿に記載された裁判員候補者には、その旨通知されることになるのだから、この1年で、裁判員制度の中身を国民に浸透させることが重要になる。また、選任手続において、辞退事由の基準が明確でないことは問題だと思う。今年10月に大阪地裁で行われた模擬選任手続に参加した人の中で、辞退したいと裁判官に言ったが認められなかったと会社に報告したところ、あたかも自分の言い方が悪いようにとられるので、より具体的で詳細な辞退事由を周知してほしいという意見があった。

裁判員制度広報の在り方としては、施行までに残された時間の中で、制度のプラス面を重点的に広報する必要があると思う。現在、国民の司法参加として、検察審査会制度があるが、検察審査員を経験して良かったという読者からの意見もあるので、たとえば、検察審査員のOBを集めた討論会をやる等、裁判員制度広報において、検察審査会をもっと利用すればどうか。

◇：一般の国民は、裁判員制度が始まることは知っていても、まさか自分が裁判員になることはないだろうと思っているのではないか。企業に対するPRももちろん大切だが、もっと平場の人に制度を理解してもらえるように努力をする必要があると思う。例えば、町のお祭りやイベントに大阪地裁として参加するなど、市

民が裁判所を身近に感じることができるよう、裁判所としてどうすべきかという視点も大切ではないか。

■：現在、大阪府下の簡易裁判所所在地に裁判官が出かけて、模擬評議をやったり、映画を上映して、裁判員制度についての意見交換、フォーラムを行っている。地域によって若者が多かったり、お年寄りが多かったり、参加者の層が異なるなど、地域性が如実に現わされる。このフォーラムの規模は50人から100人程度だが、今後とも地域への浸透度という点は大切な視点だと思っている。

◇：子どもに対するPRは、影響が大きい。裁判員になったときの負担感ではなく、その中身ややりがいを若年層から教えていくとよいのではないか。

○：検察審査員をした人から、経験して良かったという話を聞いたことがあるが、裁判員を経験した人もきっと同じ思いを持つと思う。裁判員になったときの負担感ばかりが先行している印象だが、司法に参加する意義といった大きな視点から裁判員制度を報道していただくのがよいと思う。

○：子どもを対象とした広報という点では、大阪地裁において、毎年子ども模擬裁判を行ったり、裁判官が学校に出向いて出前講義をしているが、子どもたちには概ね好評のようである。また、検察庁や弁護士会と協力し、中学や高校で模擬裁判も行っている。これからもこのような活動を地道に行っていくことが大切だと思っている。

◇：普段、仕事では、いかに利益を上げるかということを考えているが、それとは別に社会に貢献したいという気持ちを持っている人は多いと思う。ただ、日本社会ではそういう機会が少ない。裁判員をしたら、良い経験だったということは分かるが、裁判員を経験する前に、それを伝えることは難しい。

◇：裁判員裁判が始まって、最初の数箇月、半年の裁判員経験者の声が非常に大切である。そのとき、裁判員がどのように言うか。やって良かったという声をどのように上手く広報していくかが重要になる。新聞やニュースにおいて、裁判員制度を取り上げていく機会は年々増えている。新聞やニュースを見て、裁判員制度

を知らないといけないと国民に思わせるためには、どのような報道をすべきか。制度を理解してもらうための報道の在り方を真剣に考えなければならない。

○：私が、裁判員制度について説明するとき、まず大阪の犯罪情勢について話すことが多い。すなわち、大阪の裁判員裁判対象事件発生率は、全国平均より高いが、それは、裁判員に選ばれる確率が全国平均よりも高いということを意味する。平成18年の事件数を基に試算したところ、1年間で裁判員として、特定の事件で裁判所に来る確率は、大阪では約200人から400人に1人ということになる。1人の人生、たとえば20歳から70歳の50年間で考えれば、数人に1人ということになるが、そのように話すと、裁判員制度について身近に感じてもらえる。また、大阪では、ひったくり等の路上犯罪が多く、その中には強盗致傷という裁判員裁判対象事件になるものもある。何故大阪ではこの種の事件が多いのか。裁判員になることにより、再犯を防ぐためにはどうすべきか、地域の安全を回復するためにはどうすべきかということを考える貴重なきっかけになると話すと、裁判員制度についても理解してもらいやすいように感じる。

■：裁判員制度について、今後検討していくべき課題として、大きく分けて3つある。すなわち、幅広い国民に参加してもらえるような社会的な制度としていくための問題、裁判員裁判を適切かつ迅速に行っていくための問題、物的施設の整備の問題があるが、これらの点につき、今後も、皆さんから様々な御意見をお伺いしたい。

(5) 法廷見学

裁判員用法廷（201号法廷）の見学を行った。



7 次回の予定

(1) 次回地裁委員会（第13回）開催日

平成20年3月3日（月）

(2) 意見交換のテーマ

民事調停手続

【別紙 1】

○ 地方裁判所委員会規則

(原文は縦書き)

平成 15 年 4 月 2 日最高裁判所規則第 9 号

地方裁判所委員会規則を次のように定める。

地方裁判所委員会規則

(設置)

第 1 条 地方裁判所の運営に広く国民の意見を反映させるため、地方裁判所に地方裁判所委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、当該委員会を置く地方裁判所の運営（その管轄区域内の簡易裁判所の運営を含む。）に関し、当該地方裁判所の諮問に応ずるとともに、当該地方裁判所に対して意見を述べるものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内で組織する。ただし、最高裁判所が必要と認める場合には、25 人に達するまで委員の数を増加することができる。

(委員の任命)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから、第 2 条に規定する地方裁判所が任命する。

- 一 当該地方裁判所の管轄区域内において居住し、又は執務する学識経験者
- 二 当該地方裁判所を設立の基準とする弁護士会に所属する弁護士
- 三 当該地方裁判所に対応する地方検察庁又は当該地方裁判所の管轄区域内の簡易裁判所に対応する区検察庁の検察官
- 四 当該地方裁判所又はその管轄区域内の簡易裁判所の裁判官

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、2年とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、非常勤とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、当該委員会の委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第7条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、第2条に規定する地方裁判所の事務局総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成15年8月1日から施行する。

【別紙 2】

○ 委員会の運営に関する確認事項

大阪地方裁判所委員会

- 1 委員会終了後の早い時期に、議事内容の概略を記載した「議事概要速報版」を大阪地方・家庭裁判所のホームページに掲載する。速報版の掲載後、委員会において出された意見を各委員に確認し、所要の修正を経て、「議事概要確定版」を同ホームページに掲載する。

なお、議事概要を公開する際には、発言した委員の氏名は表示しない。

- 2 議事の一般公開は行わない。報道機関に対しては、当面、委員会冒頭の撮影を認め、委員会終了後、委員長から当日の委員会での議事内容の要旨を説明する。
- 3 この委員会において議決をする場合には、委員会を組織する委員の過半数でこれを決する。

